

区長報告第六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を令和六年四月一日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和六年五月十五日

港区長 武井雅昭

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和五十年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「より、」の下に「普通徴収又は」を加え、「よる」を「よつて徴収する」に改める。

第四条第一項中「納税義務者は」の下に「、証紙徴収の方法によつて納付する場合は」を加

え、同条第二項中「納税義務は」の下に「、証紙徴収の方法によつて納付する場合は」を加える。

第五条中「は、」の下に「普通徴収の方法によつて徴収する場合は港区特別区税条例第三十
九条第二項に規定する納期とし、証紙徴収の方法によつて徴収する場合は」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。